

令和6年度サーキュラーエコノミー推進事業 事業化支援補助金 [募集要領]

(1) 目的

埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）は、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉が主催する各種研究会（以下、「研究会」という。）において、事業化に向けて県内中小企業を含む複数の企業等が連携して実施する取組や試作品開発（以下、「取組等」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

なお、本補助事業は、「令和6年度サーキュラーエコノミー推進事業 事業化支援補助金交付要綱」に基づき実施する事業です。

(2) 定義

用語の定義は、以下とします。

①研究会

食のサーキュラーエコノミー推進研究会及び未利用資源の有効活用研究会をいう。

②中小企業

中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」をいう。

③共同実施体

研究会の構成員を中心に、県内に事業所を有する中小企業を1社以上含み、その他の企業、自治体等で構成され、補助事業を共同で実施する事業体をいう。

④代表事業者

共同実施体のうち、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって補助事業に取り組む事業者をいう。

(3) 補助事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」といいます。）は、次の全ての要件に該当する者としてします。

- ① 代表事業者であること。
- ② 研究会の構成員であること。
- ③ 法令順守上の問題を抱えていないこと。

(4) 補助事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、以下の全ての要件を満たす事業としてします。

- ① サーキュラーエコノミーへの転換に資する取組等^{※1}であって、共同実施体が新規に行う^{※2}事業であること。
- ② 補助事業の完了後3年以内に県内で事業化することを目指す事業であること。

- ③ 令和7年2月20日までに事業の完了が可能なものであること。
- ④ 補助事業として採択後、補助事業の情報（企業名、事業テーマ、補助金額等）の公表が可能であること。
- ⑤ 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- ⑥ 類似の事業内容で同一の申請者から複数の申請が行われていないこと。
- ⑦ 補助事業の実施に際して、事業の全部を第三者に外注（委託）するものでないもの。
- ⑧ 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

※1 【サーキュラーエコノミーへの転換に資する取組等】について（補足）

- ・サーキュラーエコノミーとは、生産から廃棄までのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、環境への取組を企業の収益につなげていく経済活動のことです。
 - ・一度きりで今後実施する予定のないイベントや、リサイクルができてコストが非常に高く継続性が見込めない事業は対象外になります。
 - ・資源のリサイクルに限らず資源循環に資する取組が広く対象となります。
- （例）事業で発生する残さを共同実施体間で回収しリサイクル/アップサイクルする事業
未利用資源を活用した商品開発事業
地元内で資源をシェア/効果的に活用する仕組みを構築する事業

※2 【共同実施体が新規に取り組む】について（補足）

- ・連携体での取組に新規性が必要となります。よって、既に確立されているビジネスを単に販路拡大する事業は対象とはなりません。
- ・新規の取組には、例えば、既に共同実施体で実施している事業のリサイクル率をさらに向上させるために、設備投資やシステム導入等を通して一部改良する実証事業や、リサイクル量を増やすために一部改良する実証事業等も含まれます。

（5）補助対象経費

補助事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

補助対象経費		
区分	科目	内容
事業経費	原材料費	補助事業の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費
	外注費	補助事業の実施に必要な設計、製造、分析、検査、調査等の外注に必要な費用
	委託費	自社内で不可能な事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費

	技術指導費	補助事業を行うに当たって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
	賃借料	補助事業に必要な機械装置・工具・器具・備品・構築物等の賃借（リース）等に要する経費
	運搬費	共同事業体内等で資材等を運搬するための経費
	販路開拓費	開発した製品等の販路開拓に要する経費
	その他経費	上記以外で、公社理事長が特に必要と認める経費
固定資産	機械装置・ 工具器具備品	補助事業に必要な機械装置・工具・器具・備品等の購入、製造、改良、据付けに要する経費
	構築物	補助事業に必要な構築物の購入、建造、改良に要する経費
	ソフトウェア	補助事業に必要なソフトウェアの購入に要する経費
	産業財産権	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外です。

※ 交付決定よりも前に発生した経費は補助対象外です。

(6) 採択予定件数

4件程度を予定しています。

(7) 補助上限額

100万円

※ 補助金の交付（支払）は実績報告書の提出後となりますのでご注意ください。

(8) 事業期間

交付決定日から令和7年2月20日（木）までです。

(9) 申請受付期間

令和6年5月10日（金）から令和6年6月11日（火）17時まで【必着】です。

(10) 提出書類

以下の書類をご提出ください（原則として代表事業者が全ての資料をまとめて提出）。

- ① 様式第1号（交付申請書）・別紙（事業計画書）
- ② 会社案内

- ③ 暴力団排除に関する誓約事項：押印不要
- ④ 補助事業計画を説明する参考資料がある場合は当該資料

<申請にあたっての注意点>

- ・①③については指定様式を公社ホームページからダウンロードしてください。
- ・すべて電子データにてご提出ください。原本が紙媒体の書類については、全て電子データに変換してください。
- ・提出書類の不足や記載漏れなどがないよう、提出前に十分にご確認ください。
- ・必要に応じて、申請書類の修正や再提出、別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ・公社が指定する期限までに書類の不足や不備への対応がない場合、不受理／不採択となる場合があります。
- ・申請書類等は、本審査以外には使用しません。
- ・令和7年2月20日までに事業完了となる事業計画としてください。

(11) 応募方法

受付期間内に、必要書類を下記提出先へ原則電子メールで提出してください。

提出先：公社 新産業振興部 循環経済支援グループ

E-mail: junkan@saitama-j.or.jp

電子メールの件名：

「(企業名) 交付申請：令和6年度サーキュラーエコノミー推進事業 事業化支援補助金」

※電子メール以外の方法（ファイル転送サービスの活用など）での提出を希望される場合には、公社にご相談ください。

※通信トラブル等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話にてご一報ください（電話：048-711-9906）。

(12) 審査・選定

審査は、原則書面審査により行い、必要に応じてプレゼンテーション審査（オンラインを予定）を行います。プレゼンテーション審査の際は、公社が指定する日のご参加をお願いします（プレゼンテーション審査：6月18日（火）午後（予定））。

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で採択の可否を決定し、結果を通知します。

審査は以下の観点等により行います。

- ・サーキュラーエコノミーへの転換に資する取組であるか。
- ・事業における課題及び解決方法が明確か。
- ・期間内に計画が完了する見込みがあるか。（技術的能力を有しているか、体制が整っているか、工程に無理がないか等）
- ・県内外への波及効果が見込める事業か。

※審査の経過や選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねます。

採択の結果（交付決定）通知は6月24日（月）頃を予定しています。

（13）補助金の支払い

補助金の支払は精算払いとします。

（14）その他注意事項

- ・機械装置等の購入については、補助事業に係る試作開発等に限定して使用するものでないと対象となりません。
- ・本事業にかかる発注や契約は「交付決定日以降」に行ってください。
- ・補助事業完了後の確定検査を経ないと補助金は交付できません。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行してください。
- ・TV・新聞等のマスコミに取り上げられる際には、事前に公社に情報提供をお願いします。
- ・この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定めます。

この募集要領に関するお問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3F
埼玉県産業振興公社 新産業振興部 循環経済支援グループ（担当：川口、的場）
電話：048-711-9906
E-mail: junkan@saitama-j.or.jp